

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成20年6月13日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高木孝征

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 香川県基幹系情報システム設計・開発及び運用・保守業務 1式
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書等による。
- (3) 委託期間 契約締結日から平成32年3月31日まで
- (4) 入札方法

入札者は、入札書を含む技術提案書等を提出すること。必要書類の種類及び部数については入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

単体の者にあっては次の(1)から(8)までの要件を、共同企業体にあっては次の(9)から(14)までの要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において、A級に格付けされている者であること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあっては、香川県総務部総務事務集中課に競争入札参加資格審査の申請を行い、平成20年7月16日までにA級格付けを得ること。
- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 県が平成18年度に契約した「香川県情報システム再構築支援業務」の受託者（その再委託先を含む。）又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第8項に規定する者をいう。）ではないこと。
- (5) 県が平成19年度に契約した「香川県情報システム再構築支援業務」の受託者（その再委託先を含む。）又はその関連事業者（財務諸表等規則第8条に規定する親会社及び子会社並びに同一の親会社をもつ会社をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 県が平成19年度若しくは平成20年度に契約した「CIO（最高情報統括責任者）補佐業務」の受託者又はその関連事業者ではないこと。
- (7) 本公告の日から過去5年以内に、国（独立行政法人及び公社を含む。）、都道府県又は政令

指定都市と、情報システムの設計若しくは開発業務の契約を完結又は履行中であることを証明した者であること。

- (8) 共同企業体の構成員でないこと。
- (9) 共同企業体の構成員の数は、2者であること。
- (10) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(6)までの要件をすべて満たしていること。
- (11) 共同企業体のいずれかの構成員が(7)の要件を満たしていること。
- (12) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (13) 共同企業体は、自主結成されたものであること。
- (14) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単体の者で本件入札に参加していないこと。

3 入札説明書及び仕様書等の交付

- (1) 日時 平成20年6月13日から平成20年7月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
なお、入札説明書及び仕様書等の交付を希望する者は、香川県基幹系情報システム設計・開発及び運用・保守業務入札説明書等交付申請書を提出すること。
- (2) 場所 郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ
電話番号 087-832-3142 FAX 087-834-1542

4 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、2の(7)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成20年7月16日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該業務を受託することができると認められた者に限り入札の対象とする。

5 入札書及び入札説明書に定める技術提案書等の書類（以下「入札書等」という。）の提出場所等

(1) 入札書等の提出

ア 入札書等を持参する場合

(ア) 日時 平成20年7月23日午後1時から2時まで

(イ) 場所 香川県庁北館3階入札室

イ 郵便又は信書便による入札

可とする。ただし、郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。

(ア) 受領期限 平成20年7月22日午後5時

(イ) 送付先 3の(2)の場所

ウ 入札書等のすべての書類が揃っていない場合は失格とする。

(2) 開札

ア 日時 平成20年7月23日午後2時

イ 場所 香川県庁北館3階入札室

6 落札者の決定方法

県が設定する予定価格に105分の100を乗じて得た金額の範囲内の価格で入札した者であって、かつ、技術提案書の審査において失格とならなかった者のうち、別記の「香川県基幹系情報システ

ム設計・開発及び運用・保守業務委託に係る落札者決定基準」により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本国語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 規則第152条各号に該当する場合は免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵送等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。

(6) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 問い合わせ先 郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ

電話番号 087-832-3142

(9) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The design, development,

Operation and maintenance for Kagawa Prefecture Main Information System, 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 p.m., July 23, 2008 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., July 22, 2008)

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL087-832-3142

(4) We use the Japanese languages and the Japanese yen in the procedures of the contract.

香川県基幹系情報システム設計・開発及び運用・保守業務委託に係る落札者決定基準

1 総合評価

総合評価の点数は、1,250点満点とし、点数の配分は、技術提案書の技術点500点、入札価格点750点とする。

① 技術提案書の評価は、次の表による。

評価項目	評価内容		配点
全般	業務運営方針	本県が本業務委託を通じて解決したい課題及び期待する効果に即して、本業務の運営方針を提案している。	30
システム要件	機能性	要件定義書の任意機能のうち、システムに実装できる機能を提案している。	30
	信頼性・可用性	システムの信頼性及び可用性を向上させるための手法を提案している。	20
	使用性	システムの使い勝手を良くする手法を提案している。	20
	効率性	オンライン処理、バッチ処理、データのバックアップ・リカバリ一処理等を効率化する手法を提案している。	20
	安全性	システムの安全性向上のための手法を提案している。	20
	保守性	制度改正等によるシステム改修に際して、安価かつ効率的に対応できる手法を提案している。	30
	拡張性	将来のシステム拡張に際して、安価かつ柔軟に対応できる手法を提案している。	10
	環境性	ハードウェアの電力消費量及び設置スペースを削減するための手法を提案している。	10
設計・開発等	設計・開発手法	設計・開発業務において採用する設計・開発手法を提案している。 設計・開発工程において、設計ドキュメント等を県の担当者が理解し易くする工夫、及び県側の作業負担を減らす工夫を提案している。	30
	テスト	テスト工程において、バグ等を確実に検出する手法を提案している。 受入テストにおいて、県側の作業負担を減らす工夫を提案している。	20
	移行	現行システムからの移行を確実かつ効率的に実施するための手法を提案している。	20
	教育	システムの利用者が短時間でシステムの操作方法等を習得するための手法を提案している。	10
	実施体制	設計・開発業務の受託体制を提案している。 設計・開発業務に従事する担当者の業務経験及び保有資格等を提案している。	30
	運用体制	運用業務の受託体制を提案している。	20

	運用管理業務及びヘルプデスク業務に従事する担当者の業務経験及び保有資格等を提案している。	
保守体制	保守業務の受託体制を提案している。 保守業務に従事する担当者の業務経験及び保有資格等を提案している。	20
業務管理	本業務全体の業務管理体制及び業務管理手法を提案している。	20
品質管理	本業務全体の品質管理体制及び品質管理手法を提案している。	20
危機管理	本業務を実施する上で想定されるリスクへの対処方策を提案している。	20
サービスレベル	要件定義書のサービスレベル要件の基準値を上回る基準値を提案している。 サービスレベルの測定手法及びその手順を提案している。	10
その他	基幹系情報システムの導入実績 県内情報関連産業の育成・振興 システム改修工数算出方法	30 30 30
技術点計		500

② 入札価格点は、次の算式による。なお、入札価格点に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = 750 \text{点} - (\text{入札価格} \times 1.05 \div \text{予定価格}) \times 750 \text{点}$$

2 技術提案書の評価方法

技術提案書の評価は、評価項目ごとに、次の表の判定基準により行う。なお、各評価項目の点数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の80%
標準的である	配点の50%
やや不十分である	配点の20%
記載不足又は記載なし	配点の0%